

# 合意書

医療法人財団県南病院と保険薬局\_\_\_\_\_は、院外処方せんにおける疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

(1) 同意確認の不要項目について

別紙の「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」(以下「プロトコル」という。)にある「合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする事例」については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(2) 運用開始について

年 月 日以降、双方合意の日から運用を開始する。

(3) 合意内容の変更について

合意内容の変更は随時行い、最新のプロトコルはメール等で周知する。プロトコルの変更に際し、新たな合意書の締結は行わず、双方から、特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとする。

(4) 合意解除について

合意解除については、必要時に協議を行うものとする。

この合意書は2部作成し、双方が記名押印又は署名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

住 所：茨城県土浦市中 1087

名 称：医療法人財団 県南病院

代表者：理事長 塚田 篤郎 印

住 所：

名 称：

代表者：